田舎館村　保育所・認定こども園　入所申込みのご案内

◎申込みの前に必ずお読みください。

1　概要

【保育所等の目的】　　〇保育所等…保育所、認定こども園の保育所機能部分

保育所等とは、就労等のため家庭でこどもを保育できない保護者に代わって、こどもを保育する施設です。そのため、保育を家庭で受けることが困難なこども以外は保育を利用することができません。３歳の誕生日を迎えたこどもであれば誰でも入所できる幼稚園等とは異なります。

保育所等に入所できるこども　→　０歳～５歳の、保育が必要なこども 幼稚園等に入園できるこども　→　満３歳以上のこども

【保育を必要とする要件】

保育所等へ入所できるこどもは、両親どちらも（両親と別居している場合にはこどもを養育しているもの）次のいずれかの事情に該当する場合です。

① １ヶ月に 48 時間以上労働することを常態としていること。
② 妊娠中、または出産後間がないこと。
③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること。
④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護していること。
⑤ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。
⑥ 継続的に求職活動していること。
⑦ 就学していること（職業訓練校等における職業訓練を含む）。
⑧ 虐待やＤＶのおそれがあると認められること。
⑨ その他上記に類する状態として村長が認める場合

育児休業期間中の新規利用について

育児休業中は、**家庭で保育できる状況にあると判断する**ため、「育児休業」を理由に保育認定を受けて入園することはできませんが、**育児休業から職場復帰する日に応じて、**「就労」を理由に保育認定を受けて入園することは可能です。

入園可能日…職場復帰日の属する月の前月初日から
例）6/15 復帰の場合、5/1 から利用可能

※すでに保育を必要としているこどもの弟・妹について育児休業を取得したときは、保育の継続利用が必要であると認められる場合、利用中のこどもは継続して保育を利用することができます。

【保育の必要性の認定】

「教育・保育給付認定」とは、こどもの年齢や保護者の就労などに応じて審査し、３つの認定区分のいずれかに認定するものです。一部の幼稚園の利用を除き、教育・保育施設を利用する場合は、教育・保育認定を受けていただくことになります。

教育・保育給付認定の区分

認定区分	対象となるこども	利用できる主な施設
１号認定	満３歳以上の就学前こども （２号認定を除く）	幼稚園、認定こども園
２号認定	満３歳以上で**保育を必要とする**こども	保育所、認定こども園
３号認定	満３歳未満で**保育を必要とする**こども	保育所、認定こども園

【保育を利用する時間】

保育を必要とする事由や保護者の状況により、保育所等の利用時間（保育の必要量）を決定します。

「保育標準時間」の場合は最長 11 時間、「保育短時間」の場合は最長８時間の利用となります。

保育所等の利用時間（保育の必要量）は、保護者の方からの提出書類（就労証明書等）に基づいて判断します。詳しくは下表をご確認ください。

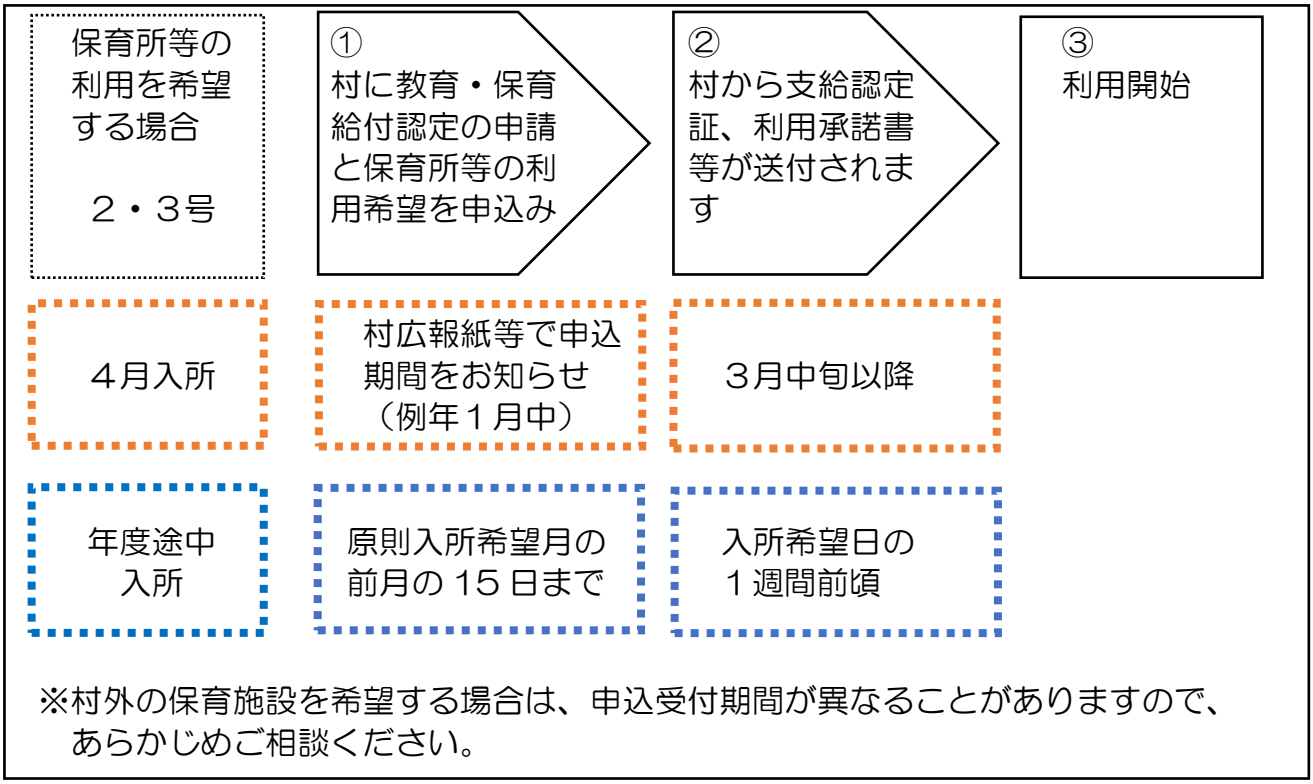
保育標準時間 ※１日 11 時間（7 時～18 時） 就労、就学、介護・看護が 月 120 時間以上のとき	○就労 ○疾病・障害 ○災害復旧 ○虐待・ＤＶ	○妊娠・出産 ○親族の介護・看護 ○就学・職業訓練 ○その他
保育短時間 ※１日８時間（施設によって異なります） 就労、就学、介護・看護が 月 48 時間以上 120 時間未満のとき	○就労 ○求職活動 ○その他	○親族の介護・看護 ○就学・職業訓練

※ 父母どちらかの事由が保育短時間に該当する場合は、保育短時間認定となります。

【教育・保育給付認定の期間】
① 第１・２号認定 → 小学校就学前まで
② 第３号認定 → ３歳の誕生日の前々日まで
ただし、下記の事由の場合は、有効期限が異なります。

保育を必要とする理由	教育・保育給付認定の有効期間
求職活動	90 日（3か月）
就学・職業訓練	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
妊娠・出産	開始日：出産（予定）日の８週間前の日が属する月の初日 終了日：出産（予定）日から起算して８週間経過する日の翌日が属する月の末日
育児休業中の継続利用	育児休業の最終日が属する月の末日まで ※育児休業取得前にすでに兄・姉が利用している場合に限り、育児休業を理由に第２・３号認定での継続利用が可能です。

２ 手続きについて



※村外の保育施設を希望する場合は、申込受付期間が異なることがありますので、あらかじめご相談ください。

【利用施設の決定】
利用施設については、保護者の状況や希望、保育所等の状況により、村が保育所等への利用調整を行います。保育所等の定員に余裕がない場合や、家庭での保育に欠ける状態の程度によっては、希望どおりの施設とならない場合があります。

【教育・保育給付認定申請書に添付する書類について】

① 保育の必要性を証明する書類
（両親分（ひとり親世帯の場合は父または母）必要です。）
保育を必要とする理由に応じて、提出していただく書類が異なります。

保育を必要とする理由		提出書類
就労	居宅外就労	就労証明書（村様式）
	自営業（農業を含む）	
	育児休業中	復職（予定）年月日欄に記載のある就労証明書（村様式）
妊娠・出産		母子手帳（母氏名・出産予定日記載のページ）の写し
疾病・障害		診断書（※）又は障害者手帳の写し
介護・看護		診断書（※）、障害者手帳又は介護保険被保険者証の写し
災害復旧		罹災証明書
求職活動		ハローワーク受付票等の写し
就学		在学証明書等の写し
虐待・DV		村厚生課にご相談ください

（※）病名、症状、自宅で保育が困難（介護・看護が必要）な状態であること。
通院・入院・療養期間等が記載されていること。

② 下記のいずれかに該当する場合、世帯の状況に応じて必要書類を提出
※利用調整の際の優先度や、保育料等の算定に関わる場合があります。

要件	提出対象者	提出が必要な書類
１月２日以降に田舎館村に転入している	父母（家計の中心者が祖父母の場合は祖父母も必要）	所得課税証明書 ※申請書にマイナンバーを記入することで、所得課税証明書の提出が省略可能です。
同一世帯に障害のある方がいる	障害のある方	身体障害者手帳、療育手帳など
離婚協議中（離婚調停、裁判等）につき、父母が別居している	児童と同居する父または母	調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書など、離婚協議中であることがわかる書類
生活保護を受給している	申請するこどもの属する世帯	保護決定通知のコピー等

【保育料及び副食費について】

田舎館村では、すべてのこどもの保育料及び副食費を無償化しています。

無償化により、本来保護者が負担する保育料等は村が公費で負担することとなりますが、その負担額を算定する必要があるため、保育料等の算定に必要な書類の提出をお願いします。

【その他申請・届出が必要なものについて】
以下に該当するときは、認定申請中・認定後に関わらず、別途申請・届出が必要となります。
必要な書類等はお問い合わせください。

① 保護者の保育を必要とする状況が変わったとき
（就労時間や勤務先の変更、就職先の決定など）
※保護者の状況によっては、支給認定区分が変更となる場合があります。
② 住所、氏名、連絡先等が変わったとき
③ 確定申告や修正等で住民税額に変更があったとき
④ 村外へ転出するとき
⑤ 利用施設を変更したいとき

※原則として、届出があった次の月から適用となります。
（例）4/15 に届出 → 5/1 から適用

【お問い合わせ】
田舎館村 厚生課 福祉係
〒038-1113
南津軽郡田舎館村大字田舎舘字中辻 123 番地 1
0172-58-2111（内線 155）